

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく掲示について

当センター附属病院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
下記の施設基準について近畿厚生局長より届出承認受理通知を受けております。

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ 地域一般入院料 2（東病棟 48 床）
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 看護補助加算 2（東病棟 48 床）
- ・ 後発医薬品使用体制加算 1
- ・ データ提出加算 1
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1（西病棟 60 床）

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・ CT 撮影及びMRI 撮影（16 列マルチスライス CT）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ・ 運動器リハビリテーション料（I）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（I）
- ・ 集団コミュニケーション療法料
- ・ 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）、入院ベースアップ評価料 52

【入院時食事療養（I）／入院時生活療養（I）】

- ・ 管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。
- ・ 当センター附属病院では、敷地内禁煙を実施しています。

社会福祉法人

琴の浦リハビリテーションセンター附属病院

令和 8 年 2 月 1 日～